

交付事業

募集開始

交付金額

A区分 上限25万円

B区分 上限15万円

北海道の青年達が行う地域活動に必要な資金を助成します。

青年が地域活動の実践を通じ、自らの能力の開発・向上と仲間づくりを進めることを支援し、地域の中核的人材や担い手として成長することにより、地域を活性化し、地域の元気を生み出すことを目的に、次の活動に対して交付金を交付します。

1 交付対象活動

交付対象活動

- ① 地域の安全・安心を高める活動
- ② 交流によって、人と人とのつながりを強める活動
- ③ 子どもの体験活動を広げる活動
- ④ 障がい者、高齢者などの生活支援を進める活動
- ⑤ 市街地の活性化を進める活動
- ⑥ 地場産品や地域資源の活用などによる地域おこしを進める活動
- ⑦ 環境の保全を進める活動
- ⑧ 地域の文化・芸術・スポーツを振興する活動
- ⑨ 地域の情報発信を強める活動
- ⑩ ニュービジネスを起ち上げる活動
- ⑪ 青年の社会参加を促進する活動

(交付対象外の活動)

次に該当する活動は、交付金の交付の対象外となります。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 他の団体への助成活動
- (3) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動
- (4) 民法（明治29年法律第89号）第90条に規定する公序良俗に反する活動

2 交付の対象となる団体

交付対象団体は、地域の青年で構成し、1の事業目的・ねらい、交付対象活動を行う次の青年団体・グループです。

- (1) 構成員の年齢が20代及び30代である（一部支援者を除く。）とともに、青年が団体・グループの代表者として事業の企画・実施に主体的な役割を有していること。
- (2) 青年団体・グループの構成員又は事業参加者が複数市町村にまたがること。
- (3) 交付対象となる活動を実施するための体制を有すると認められる青年団体・グループであること。

3 交付の対象となる経費

交付金の対象となる経費は、活動を実施するために必要な経費のうち、次に掲げるものとします。

- (1) 報償費（講師への謝金）
- (2) 旅費（講師・スタッフの旅費）
- (3) 需用費（消耗品購入費、印刷費など。但し、茶菓、弁当などの食糧費を除く。）
- (4) 役務費（切手、電話料、銀行振込手数料など）
- (5) 使用料及び借上料（会場使用料など）

4 交付の採否及び交付金額

外部審査委員会において活動内容等を審査し、採否及び区分を決定します。

当協会では、委員会の審査結果に基づき、交付金額を予算の範囲内で決定します。

区分	内 容	上限額
A	・事業目的が明確で必要性及び効果も高く、組織力やスタッフの参加が十分確保されるなど主体的に事業を実施することが可能と認められる活動 ・上記基準を満たし、青年による地域活動を促進する基盤づくりに資する活動	25万円
B	事業目的が明確で必要性及び効果もあり、事業の実施が可能と認められる活動	15万円

5 審査

青年団体・グループから提出のあった事業計画書について、次により審査を行います。

- (1) 第1次審査 書類審査
- (2) 第2次審査 プレゼンテーション
第1次審査に合格した青年団体等によるプレゼンテーションで審査を行います。
なお、プレゼンテーションはオンライン（Zoom）により実施する予定です。

6 交付金の応募

応募にあたっては、別添「北海道青年活動元気づくりプロジェクト交付金交付要綱」を熟読の上、事業計画書等を作成し、当協会に提出してください。

提出期限：令和5年 6月 9日（金） 必着

当協会ホームページから、各種様式をダウンロードできます。

<http://www.ikuseikyo.jp/information/download.html>

7 その他

事業実施に当たり、換気、消毒、距離の確保など基本的な感染防止対策を講じるようご留意願います。

また、オンラインの活用など新たな手法での事業の積極的な応募をお待ちしています。



公益財団法人北海道青少年育成協会

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目 第二道通ビル6階
TEL：(011) 231-6451 FAX：(011) 231-6457
代表メール：youth@ikuseikyo.jp